高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成27年９月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑮ホを次のとおり改める。

ホ　新潟・北信濃・会津　週末フリーパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間に、㈡に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車種	料金の合計額
軽自動車等	4,500円
普通車	5,700円

㈠　実施する期間

平成27年10月２日から同年11月30日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成27年10月13日、平成27年11月３日、平成27年11月４日及び平成27年11月24日。

㈡　適用区間

磐越自動車道の猪苗代磐梯高原インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の坂城インターチェンジから上越ジャンクションまで、長野自動車道の更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから親不知インターチェンジまでの区間。

㈣　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

１．⑶⑮ヌの次に次のとおり加える。

ル　おけさ海道　佐渡島往復パス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大４日間に、㈡に定めるＡインターチェンジからＢインターチェンジまで往復して通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

通行する区間	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
ＡインターチェンジからＢインターチェンジまでの往復	8,000円	10,000円

㈠　実施する期間

平成27年10月１日から同年11月30日まで。

㈡　適用インターチェンジ

Ａインターチェンジ	関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｂインターチェンジ	磐越自動車道の新潟中央インターチェンジ、上信越自動車道の上越高田インターチェンジ、日本海東北自動車道の新潟亀田インターチェンジ並びに北陸自動車道の新潟西インターチェンジ及び上越インターチェンジ。

㈣　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成27年９月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道45号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））	宮城県多賀城市南宮八幡から宮城県多賀城市南宮八幡まで	改築工事	平成27年10月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第22号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）を下記の通り変更するとともに、１．⑵⑤ロに基づく集中工事等に伴う料金調整及び１．⑶⑲に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成27年９月30日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

料金公告の変更

料金公告中、「四日市北ジャンクション」を「新四日市北ジャンクション」に、「笛吹スマート」を「笛吹八代スマート」に、「大井川藤枝スマート」を「大井川焼津藤枝スマート」に、「額田」を「岡崎東」に改める。

料金公告中、１．⑵⑤ロのうち、「第13条第１項第６号」を「第13条第１項第７号」に改める。